

※給付券と一緒に業者へお渡しください。

給付券を受け取った業者様 へ

日常生活用具の請求について（ご案内）

請求に必要なもの

1. 日常生活用具給付券

2. 請求書

3. 受領書、納品書、領収書等

（対象者、納品日、納品内容（品目、数量等の明細）、金額 が確認できる書類）

※住宅改修の請求については工事後の写真が必要となります。

各種書類における注意事項

（１） 日常生活用具給付券

- ・ 給付券の「用具受領者氏名」「本人との続柄」欄は日常生活用具引き渡しの後、本人（もしくは保護者）の記入が必ず必要となります。
- ・ 「業者の納付した日」「受領日」「業者が給付を受けた者又は保護者より受領した額」の記入をお願いします。

（２） 請求書

- ・ 枚方市長又は枚方市福祉事務所長宛で作成をお願いします。
- ・ 請求額は決定額－利用者負担額＝公費負担額です。
利用者負担額の記載がある場合は、本人（もしくは保護者）からその額を徴収してください。
- ・ 請求書には宛名、社名、所在地、連絡先、自著よる代表者名もしくは代表者名、代表者印、金額、給付対象者氏名、振込先の記載が必要です。
- ・ 請求書の所定様式はありませんが、ホームページからダウンロードしていただいた様式を使用していたいてもかまいません。

（３） 受領書または納品書（写）等

- ・ 令和２年１月以降の日常生活用具の請求については実際の納品額や納品内容の確認のため、給付券と請求書に加え、受領書または納品書（写）等、対象者、納品日、納品内容（品目、数量等の明細）、金額が確認できる書類の提出が必要となっております。

（４） 書類の提出方法

- ・ 障害福祉担当窓口を持参または郵送でご提出をお願いします。
（書類に不備がなければ、約１ヶ月後にご指定の口座に振込みます。）

※請求はできるだけ「請求期限」内をお願いします。

年度をまたぐ請求は受け付けることは基本的にはできません。

※ストマ装具や紙おむつの給付券について、給付券決定日及び給付券発行日以前の日付での納品、請求はできません。

【請求先・問い合わせ先】

枚方市 福祉事務所 障害企画課

〒573-8666 枚方市大垣内町２丁目 1-20

TEL:072-841-1152 FAX:072-841-5123